

第23期第7回農業委員会総会

◇日時

平成30年1月15日(月)午後4時00分

◇場所

昭島市役所301会議室

◇出席委員

1番 鈴木勇作 2番 谷部英治 3番 杉崎源三郎 4番 野島喜博  
5番 小町江津子 6番 宮崎邦康 7番 細井洋治 8番 鈴木 実  
9番 川島弘治 10番 木野秀俊 11番 篠 吉和 13番 紅林隆男

◇欠席委員

12番 木野篤志

◇議事録署名委員

2番 谷部英治 3番 杉崎源三郎

◇事務局

青木事務局長 増田農政係長 書記 飯島

◇会議に付した事項

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について  
報告第1号 農地法第3条の規定による届出について(専決)  
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について(専決)  
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について(専決)

議 長

本日は、総会の前のご貴重なお時間を頂きまして農地農政部会お疲れ様でした。おかげさまで昭島市でも生産緑地下限面積が300㎡に引き下げとなります。該当農地が有りそうでしたら委員の皆様にお声掛け頂くようご協力お願いします。それでは只今から、第7回農業委員会総会を開催致します。それでは、本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は2番 谷部委員 3番 杉崎委員 を指名します。

議 長

これより本日の議事に入ります。  
本日の総会議案は、

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (1件)  
議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について (2件)  
報告第1号 農地法第3条の規定による届出について (2件)  
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について (3件)  
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について (2件)

議 長

それでは議案第1号 番号1 相続税の納税猶予に関する適格者証明について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長

はい、事務局。議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 上記の議案を次の通り提出する。平成30年1月15日 提出者昭島市農業委員会会長 鈴木勇作 番号1-1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積

1,107㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積374㎡ 番号1-2 所在 ■■■■■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,460㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積65㎡ 面積合計3,006㎡ 被相続人は、■■■■ ■■■ 相続人は、■■■■ ■■■■ 相続開始年月日は、平成29年4月30日 被相続人との続柄は、妻でございます。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。  
地区委員の10番 木野委員説明願います。

10番委員 はい、説明致します。

番号1-1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者の息子です。調査年月日は、平成30年1月9日 立会いは、申請人、会長、職代、C班（紅林委員、篠委員、細井委員）です。土地の案内につきましては、■■■■■交差点より■■■■■を東へ50m進んだ南側の農地でございます。農地の状況ですが、地番■■■■にはハウスが4棟あり小松菜を作付けしています。■■■■は、良く耕耘されています。ほうれん草を作付け予定です。申請人 同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、一年を通して小松菜とほうれん草です。出荷状況は、■■■■■。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。番号1-2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者の息子です。調査年月日は、平成30年1月9日 立会いは、申請人、会長、職代、C班（紅林委員、篠委員、細井委員）です。土地の案内につきましては、■■■■■より■■■■■に市道を西へ150m進み■■■■■■■■を北へ50m進み左折して50m進んだ南側の農地でございます。農地の状況ですが、大根が50本ほど残っています。休耕中でトラクターで良く耕耘されています。申請人 同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、小松菜、ほうれん草。夏と秋は、大根、緑肥。冬は、小松菜、ほうれん草です。出荷状況は、■■■■■。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを交付します。

議長 次に、議案第2号 番号1 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、上程致します。事務局より提案説明を願います。

事務局長 はい、事務局。議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 上記の議案を次のとおり提出する。平成30年1月15日 提出者 昭島市農業委員会会長 鈴木勇作 番号1 所在 ■■■■■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 65㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積307㎡ 同じ

く地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積31㎡ 面積合計403㎡ 申請者につきましては、■■■■ ■■■■ 買い取り申請事由の生じた者につきましては、■■■■ ■■■■ 申出事由につきましては、平成29年4月30日 ■■■■氏 死亡のため 以上でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の耕作状況について、説明願います。  
地区委員の10番 木野委員説明願います。

10番委員 はい。説明致します。申請者名及び土地の所在は、事務局の説明のとおりです。平成30年1月9日に調査を行いました。土地の案内ですが、■■■■交差点と■■■■が交差する南側の農地です。農地の状況ですが、休耕中ですがトラクターで良く耕耘されています。農地と認められない部分はありません。指摘事項は、ありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質問等がありますか。

委員一同 ありません

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

議 長 御異議ないものと認め、本件については、申請人に生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書を交付します。

議 長 次に、議案第2号 番号2 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、上程致します。事務局より提案説明を願います。

事務局長 はい、事務局。議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 上記の議案を次のとおり提出する。平成30年1月15日 提出者 昭島市農業委員会会長 鈴木勇作 番号2 所在 ■■■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 947㎡ 申請者につきましては、■■■■ ■■■■ 買い取り申請事由の生じた者につきましては、■■■■ ■■■■ 申出事由につきましては、平成29年4月30日 ■■■■氏 死亡のため 以上でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の耕作状況について、説明願います。  
地区委員の10番 木野委員説明願います。

10番委員 はい。説明致します。申請者名及び土地の所在は、事務局の説明のとおりです。平成30年1月9日に調査を行いました。土地の案内ですが、■■■■の東側の市道を南へ500m進み■■■■号線を越えて100m進んだ西側の農地です。農地の状況ですが、ビニールハウス3棟に小松菜が作付けされています。露地部分はトラクターで良く耕耘されています。農地と認められない部分はありません。指摘事項は、ありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質問等がありますか。

委員一同 | ありません

議 長 | 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、御異議ございませんか。

委員一同 | 異議なし

議 長 | 御異議ないものと認め、本件については、申請人に生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書を交付します。

議 長 | 次に、報告第1号 番号1 農地法第3条の届出について専決した内容について事務局より提案説明願います。

事務局長 | はい、事務局。報告第1号 農地法第3条に規定による届出について 専決。番号1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積380㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■ 届出事由は、相続 平成29年4月30日 ■■■■氏死亡のため。  
以上、宜しくお願い致します。

議 長 | 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。  
地区委員の10番 木野委員説明願います。

10番委員 | はい、説明致します。  
申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査年月日平成30年1月9日 土地の案内につきましては、■■■■交差点より■■■■■を東へ50m進んだ南側の農地でございます。農地の状況ですが、きれいに耕耘されています。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、住宅。西は、畑。北は、道路に面しています。  
その他は、特にありません。以上でございます。

議 長 | 以上、説明が終わりました。農地法第3条の規定による届出について 専決につきましては、報告どおりご了承願います。

議 長 | 次に、報告第1号 番号2 農地法第3条の届出について専決した内容について事務局より提案説明願います。

事務局長 | はい、事務局。報告第1号 農地法第3条に規定による届出について 専決。番号2-1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積65㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積307㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積31㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,107㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積374㎡ 番号2-2 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,460㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積65㎡ 面積合計3,409㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■ 届出事由は、相続 平成29年4月30日 ■■■■氏死亡のため。  
以上、宜しくお願い致します。

議 長 | 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。  
地区委員の10番 木野委員説明願います。

10番委員 | はい、説明致します。  
番号2-1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査

年月日 平成30年1月9日 土地の案内につきましては、■■■■■交差点より■■■■■の交差する南側の農地でございます。農地の状況ですが、■■■■にはハウスが4棟あり小松菜が作付けされています。その他は、きれいに耕耘されています。周囲の状況ですが、東は、畑と住宅。南は、畑。西は、道路と住宅。北は、道路に面しています。その他は、特にありません。

番号2-2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査年月日 平成30年1月9日 土地の案内につきましては、■■■■■より■■■■■に市道を西へ150m進み■■■■■を北へ50m進み左折して50m進んだ南側の農地でございます。農地の状況ですが、大根が50本ほど残っています。休耕中でトラクターで良く耕耘されています。周囲の状況ですが、東は、共同住宅。南は、住宅。西は、住宅。北は、道路でございます。その他は、特にありません。以上でございます。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第3条の規定による届出について 専決につきましては、報告どおりご了承をお願いします。

議長

次に、報告第2号 番号1 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明をお願いします。

事務局長

はい、事務局 報告第2号農地法第4条の規定による届出について（専決）番号1 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積179㎡ 同じく地番■■■ 登記簿田 現況雑種地 面積274㎡ 同じく地番■■■ 登記簿田 現況雑種地 面積297㎡ 面積合計750㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は、駐車場。以上、宜しくお願い致します。

議長

続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。地区委員の13番 紅林委員説明願います。

13番委員

はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、先ほど、事務局から説明のあったとおりです。平成30年1月9日に調査を行いました。土地の案内につきましては、■■■■■の交差点より東へ230m進み■■■■■交差点を右折し約15m先を左折した左側の隣接地です。農地の状況は、砂利敷きの駐車場として利用されています。地番■■■側は、月極の駐車場。■■■、■■■は、事業者契約としてモータープールの的に利用されています。周囲の状況は、東は、水田。南側は、集合住宅。西側は、道路。北側は、事業所です。転用事業の関連する特記事項はありません。以上です。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長

次に、報告第2号 番号2 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明をお願いします。

事務局長

はい、事務局 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決）番号2 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積15㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は、自用住宅。以上、宜しくお願い致します。

議長

続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。地区委員の12番 木野篤志委員が欠席のため事務局より代読願います。

12番委員

はい、事務局。代読致します。申請者名、土地の所在は、事務局長から説明のあったとおりです。平成30年1月12日に調査を行いました。土地の案内につきましては、■■■■■交差点を■■■■■方面に左折1つ目の■■■■■交差点を左折し700m進み、■■■■■交差点を右折し100m進んだ■■■■■を右折し二件目の南側の土地です。農地の状況は、雑種地となっています。貸家の南側に物置と盆栽と植木鉢があります。周囲の状況は、東は、住宅。南側は、■■■■■。西側は、住宅。北側は、貸家住宅です。転用事業の関連する特記事項はありません。以上代読です。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長

次に、報告第2号 番号3 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長

はい、事務局 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決）番号3 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積338㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積105㎡ 面積合計443㎡ 届出人は、■■■■■ ■■■■■ 転用目的は、貸しコンテナ用地。以上、宜しくお願い致します。

議長

続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。地区委員の7番 細井委員説明願います。

7番委員

はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、先ほど、事務局長から説明のあったとおりです。平成30年1月13日に調査を行いました。土地の案内につきましては、■■■■■交差点を■■■■■方向に右折し140m北へ進み一つ目の十字路を右折し25m進み最初の路地を左折し20m進んだ土地です。農地の状況は、アスファルト敷きで収納コンテナが13個と管理人小屋が設置されています。周囲の状況は、東は、住宅と駐車場。南は、住宅。西は、駐車場。北は、住宅です。転用事業の関連する特記事項はありません。以上です。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長

次に、報告第3号 番号1 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長

はい、事務局、報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号1 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積43㎡譲受人は、■■■■■ ■■■■■ 譲渡人は、■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ です。転用目的は、所有権移転で自用住宅でございます。以上、宜しく申し上げます。

議長

続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。11番 篠委員説明願います。

11番委員

はい。説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおりでございます。調査年月日は、平成30年1月9日 土地の案内と致しましては、JR青梅線の■■■■■を■■■■■に沿って■■■■■方向に約160m進み■■■■■

